

## 序

わたくしは、曾<sup>か</sup>つて昭和二二年に『近代日本の形成』という書物をまとめた。これは、幕末から明治二三年の帝国議会開設にいたるまでのわが国外交・内政の概観を試みたものであった。当時は、その序に記したように、やがて続篇を書き、それ以後の時期についても同様の試みをする考えであった。しかし、さまざまの仕事の関係などで容易に着手できないままでいつか時を経る中に、右の書物自体に甚だあきたらなくなった。そこでそれを書き改めた上で続巻を書くことに計画を変え、その改訂したものを『近代日本政治史Ⅰ』〔本書『明治政治史(上)』のこと〕としてこのたび公刊することにした。従って、この第一巻で取扱った時期は、旧著と同一である。また、幕末の政治過程については、明治維新以後のそれを解明するに必要と考えられる限度において述べることにしたが、その点も旧著と同様である。

3 序  
前著を刊行して一五年を経たのち、これを全く書き改めるに際しても通史を書くことのみずかしさを改めて痛感せざるをえず、みずから省みて意にみたない点、思うに委せなか

った点も依然まことに少くない。しかし、すべて著書がそうであるように、将来さらに補訂し、みずからの学問的成長とともにこの書物を成長させたいというのが、筆を擱おくにあつた率直かつ切実な気持である。

旧著公刊後、わが国近代政治史の研究は学界において一段と活潑になり、特定の題目についてのすぐれた研究はその数を加えて来た。しかし、わが国近代政治史全体の概観を試みた書物は現在もなおきわめて乏しい。そのような現状において、この小著が若干の存在理由をもちうるとすれば、それはわたくしにとつて大きな幸せである。

昭和三七年一〇月

岡 義 武

目 次

序

第一章 序論Ⅱ江戸封建体制とその瓦解

第一節 体制の構造と内部的矛盾の発展…………… 11

第二節 強いられた開国…………… 23

第三節 尊攘運動の奔騰…………… 46

第四節 衰退する幕府権力…………… 77

第五節 瓦解…………… 104

## 第二章 近代国家への移行

第一節	新しい支配体制の構築	133
第二節	明治新政府の課題と政策	167
第三節	起伏する政治的不安	224
第四節	自由民権運動の展開	286
第五節	朝鮮問題と条約改正交渉	353
第六節	支配体制の整備	410
参考文献		457
解説 戦後政治史学の誕生	前田亮介	463

〔下巻〕

第三章 民族の独立追求

第四章 帝国建設の進展と政党勢力の上昇

解説（伏見岳人）

索引



明治政治史  
(上)





## 第一章 序論Ⅱ江戸封建体制とその瓦解

### 第一節 体制の構造と内部的矛盾の発展

江戸幕府下のわが国は、きわめて複雑な身分的秩序によってきびしく規律された封建社会を形づくっていた。支配層たる武士層についてみると、將軍家を尖端にいただき、その下に諸侯が家格に応じて細く差等づけられて服属していた。また、將軍家および諸侯の下にはその家臣が同じく家格に応じて上下・尊卑の階層に分れて従属していた。

幕府は朝廷から国政を委任されたという建前に立ち、もっぱら自己の判断にもとづいて政治の運営にあたった。「大政御委任」のこの建前は文書に起源をもつものではなくて、それは歴史的慣行として成立したものであり、幕末に入って初めて、当時の政治状況との関係からそのことが文書の中で言及されるようになった。

従つて、朝廷は幕末以前においては全く無力であつた。朝廷に対する幕府の地位は圧倒的に強大であり、天皇の讓位、即位、立太子なども朝廷みずから決定するわけにいかず、幕府の意向を徴した上でとり行われた。なお、行幸さえも事実上自由ではなく、皇居の火災で避難するような場合などを除いては歴代の天皇は皇居の中にとじこもつて生涯を過す有様であつた。そして、朝廷の主たる権限といへば、わずかに官位の授与があるにすぎず、それさえも幕府の推薦にもとづいてまたは幕府の承認の下にとり行われたのである。

朝廷に対する幕府の基本的方針は、尊敬を一応は装いながらも朝廷を政治的に無力な状態に置くことであつた。そのような観点から、幕府は朝廷と諸侯との間に連絡の生れるのを防止しようとし、たとえば、京都をめぐる畿内、江戸・京都を結ぶ東海道および東山道を天領(將軍家の直轄地)、徳川家一門、譜代諸侯の領地で堅めて、外様諸侯と朝廷との接触を阻むようにした。またたとへば、公家と武家との間に婚姻関係の結ばれるのを嚴重に取締つた(元和三年(一六一七年)の武家諸法度、参照)。なお、元和元年(一六一五年)制定の禁中並公家諸法度は、天皇は「習学」に専心励み給うべきものとし、また摂政家に属するものでも能力ないものは太政大臣、左右大臣、摂政、関白に任ずべきではないと定めて、幕府にとつて好ましくないものが朝廷のこれらの地位に就くことのないよう配慮した。

(1) 摂政家とは、摂政・関白に補せられる家柄をいい、近衛、九条、二条、一条、鷹司たかつかの五

家がこれであった。

朝廷には朝廷・幕府間(朝幕間)の連絡にあたるものとして、武家伝奏があったが、これに任ぜられる公家は就任の際に幕府に対して誓紙せしを差出し、幕府に対して粗略な考えをもたず、隔意の念を抱かず、幕府から朝廷の事情について尋ねられた場合には包みかくすことなく答えることを誓約することになっていた。幕府はまた、京都所司代を置いて譜代大名をこれに任じたが、所司代の職務は皇居警護、畿内以西の西国諸侯に対する取締、京都の民政および朝廷の監視にあった。以上の例によっても明かなように、朝廷に対する幕府の警戒、監視は、まことに峻厳をきわめたのである。

朝廷は経済的にも甚だしい窮乏の中に置かれていた。皇室および公家以下朝廷関係者の石高合計は一二万石ないし一三万石で、禁裏御料は約三万石であったといわれている。従って、公家の石高も僅かで、家格の低いものの貧困はとくに著しかった<sup>(1)</sup>。しかし、これも、実は朝廷の政治的無力と表裏の關係に立つものにはかならない。

(1) たとえば、公家中家格の最も高い五撰家についてみても、その中の石高の最大であった近衛家さえも約二八六〇石に過ぎず、家格の低いもの、たとえば岩倉具視いわくらともみの生れた岩倉家のときは僅かに一五〇石であった。

朝廷の公的権限は前述のようにきわめて狭いものであったので、朝廷の伝統的な儀式を別にすれば公家のなすべき公の仕事は乏しかった。彼らはその古き家柄、その由緒ふかい身分に誇りを抱きながらも貧窮にあえぎ、失われた王朝時代の栄光を空しい語草かたりぐさにして生涯を有職芸道に過す有様であった。<sup>(2)</sup>

(1) 幕末の蘭学者桂川甫周ほしゅうの女に生れた今泉みねは、その回顧談の中で次のようなことを語っている。「京都のある橋のたもとに、砂に字を書いて遊んでゐた乞食にも近いやうな身なりをした少女に、通りかゝりの人が道を尋ねました。へおい、ねーさん、何処そこに行くの다가……)といくらきいても、ウンともスンとも答へません。へお前つんぽか、お前のおとつさんは……)と色色つめてききましたら、ふりむいて只一言(身は姫ぢや)ときりつとして言つたなり、又砂をかいて遊んで居たさうでございます。お姫さまといふものは、ぢきくには口をきくものでない、大層な気位のものだと云ふおはなしを子供の時にきいた事がありました。昔はなり、風俗で男も女もちよつと見れば身分も大抵わかるやうになつてゐましたが、あんまりなりがひどかつたので、ぞんざいにもなごきかれましたのでございませう。そんなに苦んだのは旗本の娘たちではなくて、京都の公卿さまのおひめさまだと思ひますと今では済まない気がいたします」(今泉みね、『名ごりの夢』、昭和一六年、二〇九—一〇頁)。この挿話は、江戸時代の公家の姿を端的に物語るものとして象徴的である。

(2) 公家は古来一定の家業・家芸をもつものが多く、それは有職学の場合もあり、芸道の場合

合もあつた。土御門家の陰陽道、吉田家の神祇道、飛鳥井家、冷泉家、烏丸家の和歌、滋野井家、持明院家、園家の神楽など、その例である。

つぎに、幕府と諸侯との関係をみると、幕府は諸侯統御のためにさまざまの配慮をこらした。たとえば、天領、徳川家一門の所領、譜代諸侯の所領、外様諸侯の所領を巧みに組合せて配置し、外様諸侯が反幕的な動きに出るのを困難にしようとした。しかも、幕府は外様諸侯に対しては宥和方針をも併用し、石高の加増を行ったり、あるいはその有力なものと將軍家との間に婚姻関係を結び、こうして幕府へひきつけることを試みた。また、武家諸法度を制定して諸侯の行動を峻厳に規制した。さらにまた、参覲交代の制度を布いた。それは封建制度下において、中央集権的效果を挙げることを目的としたものであったが、同時に諸侯に莫大な財政的負担を課することによって諸侯が経済力を蓄積するのを抑制することになり、これらの点で諸侯統御上大きな意味をもった。

武士層の下には、被支配層として庶民層が農・工・商の順に格づけされて隷従していた。この「百姓町人」は武士層とは身分的に全くかけはなれて劣った卑しいものとして取扱われ、その衣食住についても瑣末な点まできびしい規制が加えられていた。しかも、支配層たる武士層の内部が身分的秩序できびしく規律されていたのと照応して、庶民層の内部

にも身分的上下・尊卑の關係が定立されていた。<sup>(2)</sup>

(1) 洪沢栄一は幕末徳川昭武(慶喜の弟)に随行してフランスに渡った。彼が後年回想して語ったところを洪沢秀雄は次のように記している。「徳川民部大輔(徳川昭武)の輔導役としてナポレオン三世からつけられた人に武人のコロネル・ヴィネット、銀行家のフロリヘラルドといふ人たちがゐた。この時分の日本の観念でいふと、前者は武家で、後者は町人である。しかるに二人の応待する有様には、わが国のような階級的な差別がない。のみならず町人であるフロリヘラルドの方が、どうも一枚上のようにさへ見受られた。このことが当時の父(洪沢栄一―著者)には非常に意外であつた。そして一国が富強になるには、町人がこゝまで向上しなくては駄目である。階級的な官尊民卑が破れないうちは、国家は決して真正の発展をなし得るものでないといふ結論に到達したのであつた」(東京日日新聞社・大阪毎日新聞社編、『父の映像』、昭和十一年、所収、洪沢秀雄、「洪沢栄一」、二六五―六頁)。この記述は興味ふかい。

(2) 農についていえば、一般に村役人(本百姓の中から任せられた)、本百姓、水呑百姓、また工・商をいとなむ町人についていえば、たとえば江戸では地主、地借人<sup>じかりにん</sup>、店借人<sup>たなかりにん</sup>という身分的上下の順位が劃然<sup>かくぜん</sup>と存在していた。

江戸封建体制における以上のような身分的秩序は、各個人的生活様式をも規制し、たと

えば、文字の用法、用いる言葉なども身分の別によって同一ではなかった。

江戸封建体制を経済的側面からみれば、武士層の支配的地位は農民層に対する搾取、いかえれば、農業生産に対する権力的収奪によって支えられていた。この関係を典型的に表現するものは、貢租であった。江戸封建体制下において「農」が庶民層の中で工・商に對して上位に格づけられていたのも、実はこのことと連関する。<sup>(1)</sup>

(1) 「商」が最下位に格づけされたのは、「商」が生産活動に携らず、利潤追求に従事するという理由によるものであった。

江戸封建体制の観念的支柱は、儒教であった。儒教は父に対する子の服従を人倫の基本的関係とみて、君臣、夫婦、兄弟の関係をそれになぞらえて、それらの社会関係における上下尊卑を規定し、服従・奉仕の関係を根柢づけるものである。なお、江戸封建体制の上述のような社会構成は、儒教が理想としている中国周代の封建社会と若干の類似点をそなえていた。幕府が儒教をもって体制を支える観念形態としてこれを保護、奨励したのは、それ故に甚だ自然であった。そして、儒教的な思考様式は、被支配層たる庶民層の中へも拡大、浸透して生活感情化するにいたつていたのであった。

つぎに、江戸幕府下のわが国は、海外とどのような関係に立っていたか。將軍家康は切<sup>キ</sup>

支丹宗門<sup>シタン</sup>を嚴禁し、宣教師を国外に放逐したが、しかし、西洋諸国との通商は許容する方針をとった。しかし、その後將軍家光の下で寛永一三年（一六三六年）にわが国人の海外渡航は一切禁止され、同一六年にはいわゆる鎖国令が布かれて、オランダ船および中国船に限り来航を許すことにし、且つその貿易は専ら長崎で行わせることにした。ついで、同一八年（一六四二年）にはオランダ人を出島に移し、爾来<sup>じらい</sup>オランダ人はこの小さな島に半ば囚人のように閉じこめられ、きびしい監視の下で貿易に従うことになった。さらに、文化一〇年（一八一三年）以後はオランダ船の渡来も一年二隻に制限された。また、清国人との貿易については、初めは長崎の町にわが国人と雑居して取引をすることを許されていたが、元禄二年（一六八九年）に長崎にいわゆる唐人屋敷<sup>とうじん</sup>を設け、彼らをここに集団的に居住させて取締ることにした。ついで、寛政三年（一七九一年）以後は清国船の渡来もまた一年一〇隻に制限された<sup>(1)</sup>。

(1) オランダ人および中国人に対して以上のような措置の加えられた大きな理由は、切支丹宗の流布を取締ることであった。

幕府は、鎖国によってわが国をこのように世界から隔絶した地位に置いたのである。そこで、もはや海外の世界のことは、小規模な貿易の営まれる長崎を通して僅かに点滴のよ



うにわが国に伝えられるにとどまった。すなわち、出島の甲比丹カビタン（オランダ東印度会社日本商館長）はオランダ商館に伝えられて来る海外の出来事を記したいわゆる風説書ふうせつがきを折々幕府に差出した。それは甚だ断片的な内容のものであったが、海外についての幕府の知識はこの風説書にもとづくことが少くなかった。また、オランダ船、清国船が長崎にもたらす僅かの商品、洋書、漢籍も海外に関する知識の源であった。なお、出島のオランダ人のために日本人通訳が置かれていたが、このオランダ通詞（通事）も海外についての知識をひとびとに伝える役割を荷った。

（1）幕府は難破、その他の理由で西洋人が渡来した場合、江戸・小石川の切支丹屋敷に拘禁したが、これら西洋人に対する取調も幕府の海外知識の一つの源泉であった。わが国人で難船、漂流して西洋の土をふみ、送還されて来たものに対する審問も、また同様の意味をもった。

この江戸封建体制下のわが国は、いわば停滞の社会といえることができる。幕府は体制の安定を維持する上から、あらゆる意味で変化を好まなかった。たとえば、天和三年の武家諸法度に「一、企ニ新規……制禁之事」とあり、また享保年間の法度に「物オ而新規之儀器物之類一切仕出候事可レ為ニ無用一候」とあるように、およそ新しいことはできるだけ阻止

しようとした。新儀停止ちようじの方針が、これである。その上に、幕府の鎖国方針は国内の商業資本の発展を著しく阻害したが、そのこともまた伝統的な体制の持続に結果的には大きく役だつことになった。<sup>(1)</sup>

(1) 安政三年に初代の日本駐劄総領事として下田に赴任して来たハリス(T. Harris)は、その日記の中に、日本ではすべてのことについて「静止しているものは動かすな」という格言が守られている、と記している(The Complete Journal of Townsend Harris, 1930, p. 363.) (邦訳、坂田精一、『ハリス日本滞在記』、三冊(岩波文庫)が、それも彼の眼に映じた当時の日本社会の停滞性について述べたものにほかならない。杉亨二こうじはその自伝の中で、元治元年(一八六四年)に彼が開成所の教授になった頃に世界史をひもどき、「フランス大顛覆の部」をよんで「人間社会の変動はケ様なものかと胆を潰した。人間社会に大時勢の流行があると云ふことを何と無く少しばかり悟つた」(『杉亨二自叙伝』、大正七年、四一頁)と述べている。元治元年という年はすでに幕末の動乱期にあたるが、この頃でもなお且つ以上のような感想が抱かれたということは、江戸封建社会の停滞性が人間社会の本質についてついに一種の固定観念をひとに抱かせるまでになつていたことを示すものであろう。

ところで、江戸中期以後に入るにつれて、以上のような封建体制の中には内部的矛盾が徐々に成長することになった。すなわち、商品経済の発展、商業資本・高利貸資本の著し